

中小企業の会計に関する検討会 第11回 ワーキンググループ
議事要旨

日時:平成 24年 2月 20日(月) 16:00~18:00

場所:中央合同庁舎第7号館 12階共用第2特別会議室

<中小企業会計の普及・活用の意義について>

議事概要:櫻庭委員及び中小企業庁より配布資料について説明の後、自由討議。中小企業会計の普及・活用の意義について意見交換を行った。

中小企業の経営良くするという観点から、過去のデータとの分析なども大切であるが、どこをどのようにすれば良くなるかという、会計の使い方に視点を置いて普及を図っていくことが重要である。

<各団体の普及・活用の取組について>

議事概要:下記の各団体から普及・活用の取組についてプレゼンの後、自由討議。
(プレゼン団体)

日本商工会議所

全国商工会連合会

中小企業団体中央会

全国商店街振興組合連合会

中小企業家同友会全国協議会

企業会計基準委員会

中小企業基盤整備機構

日本政策金融公庫

全国信用保証協会連合会

中小企業庁

各団体から様々な普及方法を伺い、心強い。一つ懸念していることは、中小指針と中小会計要領が上下関係で捉えられることである。中小指針と中小会計要領はそれぞれの会社の実態に応じて利用すべきものであり、同等のものである。そのような観点から、日商簿記検定で中小会計要領の出題区分の追加を検討する場合、中小指針との関係をどのように位置付けるのかが懸念される。また、信用保証協会の保証料割引制度については、中小会計要領への対応は今後検討していくということであり、中小指針と同様の対応でご検討いただきたい。保証協会の割引制度が無ければ、普及セミナーなどをいくらやっても中小会計要領が普及しない。中小指針だけ割引制度を行い、中小会計要領については割引制度を実施しないというこ

とになると、中小指針と中小会計要領に差があるように受け取られかねない。中小会計要領は長期間議論して完成したものであり、普及してほしいと考えている。是非中小指針と同等の対応で御願いたい。

簿記検定に中小会計要領の区分を追加する場合には、どのような目的で追加したか、どのように試験制度に反映していくかを公にしていくことになるかと思う。それについては、受験生の方々、それからご指導されている先生方にご理解をいただけるような説明をしていきたいと考えている。

中小会計要領の普及の趣旨については理解しているが、現行の中小指針の保証料割引制度は、保証協会にとって相当程度の収益への負担があり、また制度開始から5年超が経過し、協会内での利用割合も増加してきたことから、中小指針の割引制度についても一度総括し、中小会計要領についての今後の対応については52の各保証協会と相談の上、検討していきたい。

保証協会の割引制度については、是非中小指針と中小会計要領で差が出ないよう、同等の対応を重ねて御願いたい。

中小会計要領は中小企業の経営力、資金調達力の向上に資するものということで、良いものができたと考えている。今後はいかに普及し、活用してもらうかがポイントである。広報のパンフレットについては、それぞれの団体で個々に作成するよりも、中小企業庁が作成するものを各団体が配布するという形態の方がコスト的にも良いと思う。研修・セミナーについてはそれぞれの団体が力を入れて取り組んでもらいたい。中小企業の立場からすると、これまで税務基準で作成していたものから敢えて中小会計要領への準拠に切り替えるとなると、何かメリットがあった方が利用しやすいと思う。その点から日本政策金融公庫で金利の割引があるというのは心強いが、中小企業の観点からすると、一般の金融機関がどのように見てくれるのかが一番の関心事である。また、信用保証協会の会計割引の問題について、財政措置が無いことなどから保証協会の収益を圧迫し、割引制度の条件を厳しく、縮減の方向に考えていかざるを得ないということは大変な問題である。そもそも中小企業予算が2,000億しかついていない事が問題であり、保証協会としても、損失分の180億について財政措置を要求し、引き続き中小企業に会計の定着を図り、経営力の強化を図る中小企業の自助努力を評価するという方向性でお考えいただきたい。

2つの立場から発言させていただく。まず、TKC全国会の役員として。TKC全国会は税理士と公認会計士1万名で組織する全国規模の任意団体。既に中小会計要領のパンフレットを作成しており、現在1万部が配布されている。今後は関与先企業の全60万社の手に渡るよう

に普及を図っていききたい。中身については、「経営に役立つ」ということを全面に出している。入り口は中小企業庁の中小企業政策審議会企業力強化部会の中間取りまとめの考え方を記載している。また、1月20日から、中小会計要領の中身、中小企業施策における位置付けについてオンデマンド研修を実施している。システムとしては、春以降作成される決算について、注記で「中小会計要領」に準拠している旨の記載が出るので、今後はそれを集計し、内部的な普及運動に活かしていく予定。

2点目に職業会計人として、仕組みの上で正しい決算を求める制度がないことが問題だと思う。ドイツでは、信用制度法、所謂、金融制度法18条において、2002年では25万ユーロ以上の融資を受ける場合には、金融機関に決算書を提出しなければならないという義務規定があり、解釈的には、ドイツの金融監督庁が、その決算書は経済監査士(日本でいう公認会計士)又は税理士による一定の保証書が付いたものに限るとされている。更に2002年度の年末には、全国の金融機関から、全ての融資先企業に対して、これから提出する企業格付けのための決算書については、経済監査士又は税理士による保証書(ベシャイニグング)を提出しなければ融資は引き受けないとしたような仕組みがある。厳しいと思うが、信頼性のある決算書を作成するためにはこのような仕組みが必要だと思う。日本においても会計参与制度を推進したり、チェックリストの添付等で一定の優遇があるような仕組みが必要だと思う。金融庁にも是非ご検討いただきたい。

中小会計要領の普及を議論していく目的は、中小企業の経営の健全化、財務体質の健全化のためのツールとして会計を機能させていくことだったと思う。日本税理士会連合会としては、中小指針も中小会計要領も大切なツールとして両方とも周知していく。今回中小会計要領が新しく策定されてツールが増えたことで、会計を活用する企業が増加し、会計全体としてもボトムアップが図られると考えている。そのために会員7万人に対して周知を図っていく。

また、現在のチェックリストについては、保証業務ではないという理解で税理士会は運営しており、今後も進めていく。